別紙２

夜間銃猟安全管理規程の作成例

目次

第一章　総則

第二章　夜間銃猟の安全管理体制に関する事項

第三章　夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項

別　添　夜間銃猟をする際の連絡体制図

第一章　総則

（目的）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第19条の５第１項第１号の規定に基づき、夜間銃猟の実施に係る安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって捕獲事業の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本規程は、＜事業者名＞の認定鳥獣捕獲等事業に係る夜間銃猟の業務活動（以下「夜間銃猟」という。）に適用する。

２　本規程に定めるもののほか、認定鳥獣捕獲等事業の実施全体に係る安全管理に関する事項については、認定鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（施行規則第19条の４第１項第１号に規定する安全管理規程をいう。以下同じ。）によるものとする。

（夜間銃猟の安全に関する基本的な方針）

第３条　＜代表者＞は、夜間銃猟の安全管理の重要性を深く認識し、夜間銃猟の実施に係る安全を確保するための組織内統治を適確に行い、責任ある体制の構築、捕獲従事者の能力向上その他必要な措置を講じる。

（夜間銃猟の安全に関する特に重要な事項）

第４条　夜間銃猟の特性に鑑みて、次に掲げる事項を特に重要な事項とする。

一　夜間であっても確実に指揮命令や緊急時の伝達が可能となる情報の連絡体制を確立すること。

二　夜間銃猟の安全な実施を確実に遂行できる捕獲従事者の配置を行うこと。

三　夜間銃猟における安全確保に必要な装備を十分配備するよう努めること。

四　夜間銃猟を想定した射撃場における射撃練習を行うよう努めること。

五　夜間銃猟に従事する捕獲従事者の心身の健康状態の把握に努めること。

六　夜間銃猟に従事する捕獲従事者の技能の維持や向上に努めること。

七　事業管理責任者、夜間銃猟をする捕獲従事者その他事業従事者の夜間銃猟の安全管理に関する知識の向上に努めること。

（夜間銃猟作業計画における安全管理のための配慮事項）

第５条　事業管理責任者は、前条に掲げる夜間銃猟の安全に関する特に重要な事項に応じて、夜間銃猟の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第二章　夜間銃猟の安全管理体制に関する事項

（事業管理責任者の選任及び解任）

第６条　代表者は、施行規則及び認定鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に基づき雇用者の中から選任した事業管理責任者を、夜間銃猟の実施に係る安全管理を図るための体制に関する責任者とする。

２　事業管理責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事業管理責任者を解任し、新たな事業管理責任者を選任する。

一　身体の故障その他のやむを得ない事由により夜間銃猟に係る職務を引き続き行うことが困難になったとき。

二　関係法令等の違反又は捕獲事業の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、事業管理責任者がその職務を引き続き行うことが夜間銃猟の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（事業管理責任者の責務）

第７条　事業管理責任者は、次に掲げる責務を有する。

一　事業従事者に対し、関係法令等の遵守と夜間銃猟の実施に係る安全管理の重要性の認識を徹底すること。

二　本規程をはじめとする夜間銃猟の実施に係る事項について、全ての従事者へ周知徹底し、遵守させること。

三　本規程について、随時必要な改善を図ること。

四　事業従事者に対して、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上のために適切かつ十分な研修計画を定め、適切に実施されるよう監督し、随時必要な改善を図ること。

五　夜間銃猟が適正に行われるよう、適切な現場責任者を配置する等、安全管理を実施するための体制を構築すること。

六　事業従事者の心身の健康状態（夜間銃猟に適した視力、聴力及び運動能力等）の把握をすること。

七　その他夜間銃猟の実施に係る安全管理を図るために必要な事項を行うこと。

（事業従事者の責務）

第８条　事業従事者は、関係法令を遵守するとともに、本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、事業管理責任者の指示に従い、鳥獣捕獲等事業に係る安全管理を徹底する。捕獲従事者は、夜間銃猟に係る認定の基準に合致するよう、技能や知識の維持向上を図る。

２　捕獲従事者は、次に掲げる事項に適合していることとする。

一　鳥獣捕獲等事業において銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。

二　安全管理講習として、安全管理に必要な法令、事故の防止、住民の安全の確保、猟具の安全な取扱い及び定期的な点検に関する知識等について５時間以上の講習を修了し、救命救急講習を受講した者であること。

三　夜間銃猟に係る捕獲従事者の要件を有し、夜間銃猟安全管理講習を修了し、射撃技能証明を受けている者であること。

第三章　夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項

（連絡体制）

第９条　＜代表者＞は、発注者、事業管理責任者、現場監督者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、安全管理に関する情報が適時適切に伝達され、共有される体制を構築する。

２　夜間銃猟の実施時の指揮命令系統、発注者や関係機関との連絡体制、緊急時の連絡方法等については、別紙連絡体制図による。

３　現場において、無線や衛星携帯等を携行し、緊急時に確実に連絡が伝達できる措置を講ずる。

４　事業従事者は、事故や災害、違反等があった場合は、速やかに連絡体制図に基づき必要な報告を行う。

５　＜代表者＞は、夜間銃猟を実施しようとする際には、周辺住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法を事業ごとに発注者と調整の上決定する。

（安全確保のための人員配置）

第10条　事業管理責任者は、認定鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程によるほか、夜間銃猟の実施区域に、部外者が立ち入ることのないよう、進入路の出入り口に巡視員を配置する等、必要な措置を講じる。

（銃器の使用に関する安全確保のための作業手順）

第11条　捕獲従事者は、銃器を使用した捕獲事業（夜間銃猟を含む。）を行う場合には、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、安土の確認など、安全確保に努める。具体的には、次に掲げる事項を遵守することとする。

一　発砲の必要が生じるまで薬室には装てんしないこと。

二　発砲の必要がなくなったときには速やかに脱包すること。

三　照明、ナイトスコープ等を用いて矢先の安全を確認するとともに、あらかじめ決めておいた安土以外の方向への発射は避けること。

四　現場監督者の指示のない限り、各自の持ち場を離れないこと。

五　捕獲従事者は、現場責任者の指示のない限り発砲は行わないこと。

六　現場責任者は、作業実施区域に人の立入りが認められる等の異変を把握した場合、直ちに発射指示の停止、作業の中断を命じること。

七　安全であることを確認できない限り発砲しないこと。

八　撤収は、現場監督者の指示により行うこと。

２　現場監督者は、毎日の業務終了時には、事故の発生の有無、いわゆるヒヤリハットその他安全に関する事項を確認し、情報共有を行う。

３　現場監督者は、毎日の業務終了後、日報を作成する。

（射撃練習）

第12条　＜代表者＞は、捕獲従事者に対し、射撃場における射撃を１年間に２回以上実施するものとし、新たな業務を実施する場合は確実に行う。その際夜間銃猟を想定した射撃練習を行う。

（銃器の保管及び使用）

第13条　事業管理責任者は、捕獲従事者が適切に銃器を保管するよう指導するものとし、○月に○回、保管状況を報告させる。

２　捕獲従事者に対し、脱包の確認、矢先の確認、バックストップの確保等、安全な取扱いを周知徹底する。

（銃器の定期的な点検）

第14条　事業管理責任者は、事業従事者に対し、銃器の使用前に〔点検項目〕を実施するとともに、使用後の清掃を確実に行わせ、○か月に一度、定期的に〔点検項目〕について点検を行わせる。

（事業従事者の心身の健康状態の把握）

第15条　＜代表者＞は、１年に○回の医師による健康診断を実施し、事業従事者の心身健康状態を把握する。

２　＜代表者＞は、事業従事者が適当な水準の視力（両眼で0.7以上）を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟に著しい支障を来すような病気等を持たないことについて、健康診断等により把握する。

３　＜代表者＞は、夜間銃猟をするに当たって適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせない。

（本規程の見直し・改善等）

第16条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　＜代表者＞は、夜間銃猟に関する会議の議事録、作業の日報、事故、災害等の報告、事業管理責任者の指示等を記録し、適切に保存するとともに、本規程の見直しに活用する。

３　本規程の見直しの際は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく必要な手続を行う。

附　則

　本規程は、平成○年○月○日から施行する。

（事業管理責任者）

【氏名】

TEL.【\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*】

携帯【\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*】

（受託者・本社）

【社名】

TEL.【\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*】

携帯 【\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*】

（委託者）

【○○○○】

TEL.【\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*】

携帯【\*\*\*-\*\*\*\*-\*\*\*\*】